

◇◇常勤講師・非常勤講師の種類と勤務条件等◇◇

※非常勤講師の種類・勤務時間・時給等は、令和4(2022)年度のもの。

	種類	任用期間	職務内容	勤務時間	給与・報酬等	社会保険 (健保・厚生年金)
常勤講師	産休補充	・被補充者の産前産後休暇、育児休業、傷病休暇、休職等の期間。 ・ただし、年度をまたがったの休暇・休職等が継続する教職員の補充の場合は、3月31日まで。(次年度は、改めて選考を行った上での任用とする。)※育児任期付を除く。	・基本的には、被補充者等が担当していた職務や校務分掌を引き継ぐ。 ・学級担任を担当することがある。 ・部活動の指導を担当することがある。	・1日7時間45分 ・長期休業中も勤務がある。 ・任用期間に応じた日数の年次有給休暇が取得できる。 ・忌引休暇、夏季休暇等の特別休暇を取得できる。	・月給制 ・通勤手当有 ・地域手当有 ・講師、助教諭、養護助教諭については、教職調整額と教員特別手当有。 ・事務職員、学校栄養職員については、超過勤務手当有。 ・6月1日及び12月1日に在職する場合、期末勤勉手当の支給有。 ・その他、下記の手当が付く場合がある。 住居手当 扶養手当 寒冷地手当 教員特殊業務手当	・健康保険は公立学校共済組合に加入し、年金は厚生年金に加入する。ただし、育児任期付については、医療保険、年金ともに学校共済組合に加入する。 ・本人負担分を給与から控除する。 ・採用日から退職日まで(任用期間内)が加入期間となる。 ※雇用保険は加入しない。
	育休任期付(育休補充)	・産休補充や育休補充については、被補充者の子が死亡又は養育状況に変更がある場合には、任用期間が短縮されることがある。				
	傷休補充	・傷病補充や休職補充については、被補充者が予定より早く快復し復職する場合には、任用期間が短縮されることがある。				
	休職補充	・介護補充についても、同様に任用期間が短縮されることがある。				
	介護補充	・被補充者の内地留学期間。 ・前期内留 4月1日～9月30日 ・後期内留 10月1日～3月31日				
	内留補充	・被補充者の社会体験研修期間(1年) ・6ヶ月ごとに採用辞令を受ける。				
	研修補充	・原則、教職員に欠員が出た日から最長3月31日までの任用とする。 ・6ヶ月ごとに採用辞令を受ける。 ・採用後、学級編制基準日(4月上旬)までに児童生徒数変動し、学級減になる場合には、採用取消になることがある。 ・事務職員、学校栄養職員については、原則、通算で5年間(60月)しか任用できないが、人材確保等が困難な場合には、その限りではない。				
非常勤講師	初任者研修後補充	4月1日～3月31日	・初任者が研修等で不在の時に、初任者に代わって、担任業務又は担当業務を行う。	・新採教諭は、年間85時間15分の範囲内で、年間10日前後 ・新採養護教諭は、1日7時間45分×14日間の範囲内 ・学校栄養職員は、1日7時間45分×10日間の範囲内	時給2,620円 ・通勤手当相当額の費用弁償がある。	・社会保険に加入しない。 ※雇用保険も加入しない。
	免許外教科担任解消(免許解消)		・授業のみ担当する。	・配置する学校における担当時数により決定する。 ・教材研究の時間は含まない。	時給2,620円 ・通勤手当相当額の費用弁償がある。	
	主幹代替業務担当教員代替(主幹代替)		・主幹教諭等の授業を10時間程度、その他の業務を15時間程度代替する。	・配置する学校における担当時数により決定する。 ・1日5時間。 ・週25時間上限	時給1,950円 ・通勤手当相当額の費用弁償がある。	・健康保険は公立学校共済組合に加入し、年金は厚生年金に加入する。 ・本人負担分を給与から控除する。ただし、任用期間が2ヶ月未満の場合は、加入しない。 ※雇用保険も加入する。
	小中義学校非常勤講師(スマイル)		・児童生徒指導の困難な学級や学校へ配置し、学習指導や生活への適応指導を行う。 ・資料作成等、教員業務の補助も含む。	・1日6時間 ・週29時間上限	時給1,500円 ・通勤手当相当額の費用弁償がある。	

※令和4年4月1日より、1年を超える育児休業を取得した職員の代替職員については「任期付学校職員」として採用し、採用期間は育児休業を取得する職員の承認期間中となりました。ただし、年度途中の任用替えの場合は、臨時的任用職員(育休補充)として採用となります。